

第 15 回 自治基本条例策定分科会まとめ

1. 住民投票について条文骨子（案）

1) 住民投票の請求について

- ① 選挙権を有する市民(市議会議員及び市長の選挙権を有する者をいう。以下同じ。)は、法令の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対し、住民投票を求める条例の制定を請求することができる

○意見

- ・「その総数」は、「有効総数」とした方が良い。

○事務局コメント

- ・「その総数」とは選挙権を有する市民の総数を指しています。また有効無効の判断は選挙管理委員会で行われますので、この条例の段階は判断される前になり、「有効」とは記載しません。

2) 住民投票の発議について

- ① 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て、住民投票を求める条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができる。

○意見

- ・「12 分の 1 以上」ではなく、「2 人以上」と記載したらどうか。
- ・定数は変わっていくものなので、「2 人以上」という記載はふさわしくない。

○事務局コメント

- ・定数は今後も変更の可能性がありますので、「2 人以上」の記載では議員定数が変更されるたびに条例改正を行わなければならないため、自治法の記載のとおり「12 分の 1 以上」とします。

- ② 市長は、住民投票を求める条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができる。

○意見

- ・市民が請求する住民投票について、②イ) によって市長から議会に提出する流れになっている。しかし「市長は～することができる」となっているので、しなくてもよいというように読めるので、市民が求める住民投票は担保されているのか。

○事務局コメント

- ・条例制定の請求について (1) -①) は、上位の地方自治法 (第 74 条第 3 項) があり、自治法が優先しますので担保されています。

*地方自治法第 74 条第 3 項

普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

3) 住民投票の実施について

① 市長は、**前条の規定による**条例制定の議決があったときは、速やかに住民投票を実施する。

○意見

・ 1) ~ 2) まで「住民投票を求める条例」と記載しているので、3) でもそのような記載にした方がよい。

○事務局コメント

・ 3) については前の2) に繋がるように実際の条文では、「前条の規定による」という文言を入れます。

4) 投票資格について

① 住民投票に参加する資格その他の住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。

○意見

・ 各案件によって範囲を変えることを可能とすると、恣意的に判断されるのではないかと。

・ 市で把握可能な範囲があるのであれば、その枠内で話し合ってはどうか。

・ 意図的かというとのはどんな場合でも考えてしまうので信用するしかない。

・ 各事案に応じて行うのが望ましい形だと思う。

○事務局コメント

・ 投票資格については、現在も年齢要件や外国人の地方参政権などについて様々なところで議論が行われています。事務局としては、この分科会の意見をもって投票資格を固めるより、今後市民に周知していく中で様々な意見を頂戴し、それらの意見を含めて検討していきたいと考えています。

5) 住民投票の結果について

① 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

参考資料

地方自治法 第74条（抜粋）

第五章 直接請求

第一節 条例の制定及び監査の請求

第七十四条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下本編において「選挙権を有する者」という。)は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。

- ② 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。
- ③ 普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- ④ 議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令の定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。
- ⑤ 第一項の選挙権を有する者とは、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条の規定による選挙人名簿の登録が行なわれた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の五十分の一の数は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、その登録が行なわれた日後直ちにこれを告示しなければならない。
- ⑥ 選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、第一項の代表者(以下この項において「代表者」という。)となり、又は代表者であることができない。
 - 一 公職選挙法第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者(都道府県に係る請求にあつては、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった旨の表示をされている者のうち当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有しているものを除く。)
 - 二 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第二十八条の規定により選挙人名簿から抹消された者
 - 三 第一項の請求に係る普通地方公共団体(当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下この号において「指定都市」という。)の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む。)の選挙管理委員会の委員又は職員である者

2. 市民自治の仕組みについて

1) 定義 骨子 (案)

市民自治 市民自治とは、市民が自主的に地域課題の解決や地域資源の創造など魅力あふれた地域社会をつくるために行う活動をいう。

○意見

- ・「資源」という言葉は、一般的には物質をイメージしてしまう。
- ・行政と市民のコラボというような表現がされればいいのではないか。
- ・市民のための自治体ということを含めた表現をしてはどうか。
- ・「市民自治とは、市民が自主的に地域の課題の解決や資源の創造など、市民主体の協働型の魅力あふれたまちづくりを行う活動です」としてはどうか。

○事務局コメント

- ・「地域資源」とは一般的にいわれる資源のほかに、地域に存在する人材や自然や文化などの特徴的なものを指します。
- ・市民のための自治体や行政と市民のコラボなどは、理念や原則で記載することですのでご理解をお願いいたします。